石川県立総合看護専門学校における卒業の認定に係る方針

【石川県立総合看護専門学校運営細則（抜粋）】

（単位及び科目履修の認定）

第39条　学校長は、学習の評価の結果に基づき、単位及び科目履修の認定を行う。

【方　針】

細則に規定の評価の結果に基づき、学校長、副校長（庶務課・教務課）、該当学科教務主任、担任で構成された卒業等認定会議で、卒業認定を行う。